

リーガルNEWS

平成27年10月8日

成年後見制度利用のポイント

No. 1 本人(制度を利用する人)の同意があるかどうか

成年後見制度は、認知症等によって判断能力が不十分になった人を守るための制度ですが、「自分のことは自分でしたい」と利用を拒否なさる方もいます。

保佐類型と補助類型の場合は、保佐人・補助人は本人が「自分の代わりに〇〇をやってもらってもいい」と同意したことしかできません。

例えば、「預貯金の取引を代理すること」に本人が同意しない場合は、保佐人・補助人は本人の代わりに預金の取引をすることができません。

制度の利用を検討なさる場合は、まず最初に、本人さんがどのように考えていらっしゃるのか、を確認することが重要です。

今号の読みどころ

今回のリーガルサポートプレスでは、後見人の倫理と職責について特集しています。後見人の不祥事が相次ぐ中、改めて後見人の責任の重大さを認識し直す必要があると考えています。

また、日本高齢者虐待防止学会の取材報告は介護・福祉に関わる方々にとって興味深い内容になっていると思いますので、是非ご一読ください。

相談会開催しました！

今回開催したのはこちら

9月8日(火)・9日(水)「成年後見相談会 in 札幌地下歩行空間」

おかげさまで多くの相談者の方がご来場くださいました！ご協力ありがとうございました！



リーガルサポートさっぽろ

(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部)

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル 札幌司法書士会館 TEL/FAX 011-280-7078